

告 示

埼玉県告示第二百三十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二四―一八―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字小須賀字西新田四百四十七番一外七十筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千二十五・四一立方メートル